



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成16年 7月 2日 金曜日 第1571号

◇ 目 次 ◇

指定居宅支援事業者の指定（6件）.....	729
土地改良区役員の就退任の届出（9件）.....	730
地方卸売市場の廃止の許可.....	733
卸売業務の廃止の届出.....	733
公有水面埋立免許の出願.....	734
道路の区域変更（県道大西波止浜港線）.....	736
道路の供用開始（ " ）.....	736
道路の区域変更（一般国道440号）.....	737
道路の区域変更（一般国道440号）.....	737
道路の供用開始（ " ）.....	737

道路の供用開始（県道中山双海線）.....	737
道路の区域変更（県道喜路能登線）.....	738
道路の供用開始（ " ）.....	738
道路の区域変更（県道節安下鍵山線）.....	738
道路の供用開始（ " ）.....	738
都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧.....	738
開発行為に関する工事の完了.....	739
道路の位置の指定（2件）.....	739

選挙管理委員会告示

個人演説会等の施設の指定.....	739
-------------------	-----

告 示

○愛媛県告示第1423号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の10第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。

平成16年 7月 2日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指定居宅支援事業者			サービスの種類	指定居宅支援事業所		指 定 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000300131113	ダイソーシステムインターナショナル株式会社	新居浜市庄内町六丁目11-25	安藤 昭澄	児童居宅介護	南十字星訪問介護センター	新居浜市庄内町六丁目11-25	平成16年 6月23日

○愛媛県告示第1424号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の4第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。

平成16年 7月 2日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指定居宅支援事業者			サービスの種類	指定居宅支援事業所		指 定 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000100142112	ダイソーシステムインターナショナル株式会社	新居浜市庄内町六丁目11-25	安藤 昭澄	身体障害者居宅介護	南十字星訪問介護センター	新居浜市庄内町六丁目11-25	平成16年 6月23日

○愛媛県告示第1425号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の5第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。

平成16年 7月 2日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指定居宅支援事業者			サービスの種類	指定居宅支援事業所		指 定 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000200163117	ダイソーシステムインターナショナル株式会社	新居浜市庄内町六丁目11-25	安藤 昭澄	知的障害者居宅介護	南十字星訪問介護センター	新居浜市庄内町六丁目11-25	平成16年 6月23日

○愛媛県告示第1426号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の10第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。

平成16年7月2日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指定居宅支援事業者			サービスの種類	指定居宅支援事業所		指定期日 年月日
	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名称	所在地	
38000300132111	有限会社なごみ	宇和島市保田甲360番地3	清家友和	児童居宅介護	指定居宅支援事業所なごみ	宇和島市保田甲360番地3	平成16年6月23日

○愛媛県告示第1427号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の4第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。

平成16年7月2日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指定居宅支援事業者			サービスの種類	指定居宅支援事業所		指定期日 年月日
	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名称	所在地	
38000100143110	有限会社なごみ	宇和島市保田甲360番地3	清家友和	身体障害者居宅介護	指定居宅支援事業所なごみ	宇和島市保田甲360番地3	平成16年6月23日

○愛媛県告示第1428号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の5第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。

平成16年7月2日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指定居宅支援事業者			サービスの種類	指定居宅支援事業所		指定期日 年月日
	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名称	所在地	
38000200164115	有限会社なごみ	宇和島市保田甲360番地3	清家友和	知的障害者居宅介護	指定居宅支援事業所なごみ	宇和島市保田甲360番地3	平成16年6月23日

○愛媛県告示第1429号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、新居浜市高柳土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成16年7月2日

愛媛県知事 加戸守行

就任

役員の種類	氏名	住所
理事	岡田 照四郎	新居浜市田所町5-10
"	澤田 眞生	新居浜市下泉町1丁目6-22
"	山下 元	新居浜市庄内町3丁目4-40
"	村尾 浩一	新居浜市新須賀町2丁目8-16
"	神野 恒男	新居浜市下泉町2丁目10-10
"	高橋 正國	新居浜市坂井町3丁目11-35
"	秋山 茂	新居浜市庄内町2丁目6-13
"	村上 博通	新居浜市庄内町1丁目11-11
"	秦 博昭	新居浜市庄内町2丁目2-51
"	山下 登	新居浜市庄内町6丁目7-28
"	川端 武訓	新居浜市新須賀町2丁目8-16
監事	近藤 貴誉志	新居浜市庄内町6丁目10-53
"	岡田 宗樹	新居浜市新須賀町2丁目4-18
"	相原 芳朗	新居浜市坂井町3丁目11-37

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	岡田 照四郎	新居浜市田所町5-10
"	澤田 眞生	新居浜市下泉町1丁目6-22
"	神野 敏美	新居浜市庄内町5丁目5-19
"	村尾 浩一	新居浜市新須賀町2丁目8-16
"	久保 勇	新居浜市岸の上町1丁目2-25
"	神野 博	新居浜市庄内町2丁目1-68
"	岡田 福造	新居浜市新須賀町1丁目7-29
"	野田 照秋	新居浜市城下町3-19
"	宅間 岩男	新居浜市庄内町1丁目5-25
"	高津 忠逸	新居浜市下泉町1丁目17-44
監事	秦 孝利	新居浜市坂井町3丁目8-6
"	加藤 俣久	新居浜市庄内町3丁目3-16
"	佐藤 春樹	新居浜市新須賀町1丁目11-12

○愛媛県告示第1430号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、新居浜市庄内土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成16年7月2日

愛媛県知事 加戸守行

就任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	山 下 元	新居浜市庄内町3-4-40
"	秋 山 茂	新居浜市庄内町2-6-13
"	村 上 博 通	新居浜市庄内町1-11-11
"	秦 博 昭	新居浜市庄内町2-2-51
"	山 下 登	新居浜市庄内町6-7-28
"	神 野 直 樹	新居浜市城下町4-55
"	山 下 計 三	新居浜市庄内町3-11-19
"	本 藤 豊	新居浜市庄内町2-9-29
"	岩 本 宮 和	新居浜市庄内町2-8-37
監 事	近 藤 貴 誉 志	新居浜市庄内町6-10-53
"	加 藤 秀 誉	新居浜市庄内町5-9-30
"	矢 野 一 臣	新居浜市庄内町1-6-60

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	神 野 博	新居浜市庄内町2-1-68
"	神 野 敏 美	新居浜市庄内町5-5-19
"	野 田 照 秋	新居浜市城下町3-19
"	宅 間 岩 男	新居浜市庄内町1-5-25
"	本 道 恒	新居浜市庄内町3-10-64
"	伊 藤 敏 男	新居浜市庄内町3-6-8
"	神 野 正 美	新居浜市庄内町2-6-26
"	村 上 博 通	新居浜市庄内町1-11-11
監 事	加 藤 俣 久	新居浜市庄内町3-3-16
"	山 下 隆 久	新居浜市庄内町6-7-35
"	田 中 實	新居浜市庄内町5-11-16

○愛媛県告示第1431号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、新居浜市新須賀土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成16年7月2日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	岡 田 照四郎	新居浜市田所町5-10
"	村 尾 浩 一	新居浜市新須賀町2丁目8-16
"	川 端 武 訓	新居浜市新須賀町2丁目6-44
"	加 藤 頼 政	新居浜市新須賀町1丁目7-20
"	小 野 哲 夫	新居浜市田所町5-51
"	伊 藤 忠 幸	新居浜市新須賀町1丁目4-44
監 事	岡 田 宗 樹	新居浜市新須賀町2丁目4-18
"	近 藤 宗 治	新居浜市田所町8-39

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	岡 田 照四郎	新居浜市田所町5-10
"	岡 田 福 造	新居浜市新須賀町1丁目7-29

"	村 尾 浩 一	新居浜市新須賀町2丁目8-16
"	川 端 武 訓	新居浜市新須賀町2丁目6-44
"	小 野 博	新居浜市田所町5-41
"	伊 藤 忠 幸	新居浜市新須賀町1丁目4-44
監 事	佐 藤 春 樹	新居浜市新須賀町1丁目11-22
"	村 尾 久 男	新居浜市新須賀町2丁目9-32

○愛媛県告示第1432号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、新居浜市垣生土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成16年7月2日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	安 藤 八 雄	新居浜市八幡1丁目11番50号
"	伊 藤 方 正	新居浜市垣生2丁目6番47号
"	岡 部 永 親	新居浜市垣生3丁目6番33号
"	岡 部 正 明	新居浜市垣生4丁目4番8号
"	岡 部 仁	新居浜市八幡1丁目11番57号
"	佐々木 作	新居浜市垣生5丁目7番7号
"	三 浦 康 司	新居浜市垣生4丁目1番43号
"	藤 田 幸 正	新居浜市垣生6丁目13番11号
"	岡 忠 良	新居浜市八幡3丁目10番38号
監 事	石 井 俊 一	新居浜市八幡3丁目4番13号
"	佐々木 俊 孝	新居浜市垣生3丁目4番37号

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	安 藤 八 雄	新居浜市八幡1丁目11番50号
"	伊 藤 方 正	新居浜市垣生2丁目6番47号
"	岡 部 永 親	新居浜市垣生3丁目6番33号
"	岡 部 正 明	新居浜市垣生4丁目4番8号
"	岡 部 仁	新居浜市八幡1丁目11番57号
"	佐々木 作	新居浜市垣生5丁目7番7号
"	三 浦 康 司	新居浜市垣生4丁目1番43号
"	藤 田 幸 正	新居浜市垣生6丁目13番11号
"	石 井 俊 一	新居浜市八幡3丁目4番13号
監 事	加 藤 常 典	新居浜市宇高町5丁目15番24号
"	稲 見 政 利	新居浜市垣生4丁目3番30号

○愛媛県告示第1433号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、土居町土居土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成16年7月2日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	星 田 脩	四国中央市土居町土居1678番地
"	加 地 昌 幸	四国中央市土居町畑野377番地
"	妻 鳥 英次郎	四国中央市土居町土居1022番地
"	加 藤 毅	四国中央市土居町土居490番地 1
"	真 鍋 盛 義	四国中央市土居町土居1890番地
"	三 宅 謙 介	四国中央市土居町土居1452番地
"	高 橋 恒 男	四国中央市土居町土居248番地
"	加 藤 芳 彦	四国中央市土居町入野682番地
"	曾我部 豊	四国中央市土居町入野544番地 3
"	安 藤 治	四国中央市土居町入野366番地
"	近 藤 義 夫	四国中央市土居町入野883番地
"	川 上 藤 雄	四国中央市土居町入野1049番地
"	近 藤 栄 雄	四国中央市土居町畑野996番地
"	萩 尾 輝 光	四国中央市土居町畑野1333番地
"	近 藤 正	四国中央市土居町畑野985番地
"	加 地 孝 光	四国中央市土居町畑野393番地
"	曾我部 健 二	四国中央市土居町浦山144番地 3
監 事	小 原 勝 磨	四国中央市土居町入野1073番地 3
"	寺 尾 則 雄	四国中央市土居町入野907番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	星 田 脩	四国中央市土居町土居1678番地
"	加 地 昌 幸	四国中央市土居町畑野377番地
"	川 上 太 郎	四国中央市土居町入野349番地
"	加 藤 毅	四国中央市土居町土居490番地 1
"	松 木 禎 助	四国中央市土居町土居211番地
"	高 橋 藤 信	四国中央市土居町土居1009番地
"	真 鍋 盛 義	四国中央市土居町土居1890番地
"	三 宅 謙 介	四国中央市土居町土居1452番地
"	加 藤 正 義	四国中央市土居町入野687番地 3
"	山 内 哲 夫	四国中央市土居町入野996番地
"	近 藤 義 夫	四国中央市土居町入野883番地
"	山ノ内 利 行	四国中央市土居町入野1042番地 1
"	加 地 孝 光	四国中央市土居町畑野393番地
"	近 藤 貞 夫	四国中央市土居町畑野1370番地
"	萩 尾 喜 栄	四国中央市土居町畑野1333番地
"	寺 尾 光 輝	四国中央市土居町畑野1058番地 1
"	曾我部 健 二	四国中央市土居町浦山144番地 3
監 事	小 原 勝 磨	四国中央市土居町入野1073番地 3
"	寺 尾 則 雄	四国中央市土居町入野907番地

○愛媛県告示第1434号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、土居町藤原土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成16年7月2日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	大 田 徹 雄	四国中央市土居町藤原 4 番耕地141
"	藤 田 強	四国中央市土居町藤原 4 番耕地153
"	近 藤 信 夫	四国中央市土居町藤原 4 番耕地416
"	大 原 稔	四国中央市土居町藤原 4 番耕地337 - 2
"	宮 本 高 政	四国中央市土居町藤原 4 番耕地128
"	加 地 弘 一	四国中央市土居町藤原 4 番耕地248
"	加 地 友 子	四国中央市土居町藤原 4 番耕地135
"	加 地 忍	四国中央市土居町藤原 4 番耕地232
"	苅 田 佑 二	四国中央市土居町藤原 6 番耕地244 - 1
"	越 智 正 則	四国中央市土居町藤原 6 番耕地210
"	越 智 利 広	四国中央市土居町藤原 6 番耕地279
監 事	高 橋 長 末	四国中央市土居町藤原 4 番耕地276 - 2
"	安 部 忠 男	四国中央市土居町藤原 4 番耕地426

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	大 田 久	四国中央市土居町藤原 6 番耕地147
"	藤 田 強	四国中央市土居町藤原 4 番耕地153
"	曾我部 一	四国中央市土居町藤原 4 番耕地249
"	安 部 久 雄	四国中央市土居町藤原 4 番耕地405
"	白 木 栄	四国中央市土居町藤原 4 番耕地97
"	三 木 敏 包	四国中央市土居町藤原 4 番耕地322
"	大 田 徹 雄	四国中央市土居町藤原 4 番耕地141
"	加 地 幸 弘	四国中央市土居町藤原 4 番耕地191
"	高 橋 忠 行	四国中央市土居町藤原 6 番耕地208 - 2
"	三 木 宙 三	四国中央市土居町藤原 6 番耕地243
"	加 地 廣 男	四国中央市土居町藤原 6 番耕地30
監 事	高 橋 長 末	四国中央市土居町藤原 4 番耕地276 - 2
"	越 智 肇	四国中央市土居町藤原 4 番耕地267

○愛媛県告示第1435号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、土居町長津土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成16年7月2日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	村 上 勝 正	四国中央市土居町津根1722番地 1
"	高 橋 正 行	四国中央市土居町野田乙27番地
"	近 藤 忠 己	四国中央市土居町津根3910番地
"	河 村 力 男	四国中央市土居町野田乙1074番地
"	鈴 木 博 喜	四国中央市土居町野田甲242番地
"	合 田 正 信	四国中央市土居町野田甲1049番地 2
"	松 本 勝 利	四国中央市土居町津根1230番地
"	三 木 保	四国中央市土居町津根2050番地

"	高石尚幸	四国中央市土居町津根357番地
"	潮見通晴	四国中央市土居町津根3865番地
監事	堀川俊雄	四国中央市土居町津根3095番地
"	安藤芳亘	四国中央市土居町津根3457番地
"	続木則幸	四国中央市土居町野田甲1000番地

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	村上勝正	四国中央市土居町津根1722番地1
"	高橋正行	四国中央市土居町野田乙27番地
"	近藤忠己	四国中央市土居町津根3910番地
"	坂上光男	四国中央市土居町津根3884番地
"	河村力男	四国中央市土居町野田乙1074番地
"	鈴木博喜	四国中央市土居町野田甲242番地
"	河上孝士	四国中央市土居町津根811番地3
"	合田正信	四国中央市土居町野田甲1049番地2
"	松本勝利	四国中央市土居町津根1230番地
"	三木保	四国中央市土居町津根2050番地
監事	堀川俊雄	四国中央市土居町津根3095番地
"	安藤芳亘	四国中央市土居町津根3457番地
"	続木則幸	四国中央市土居町野田甲1000番地

○愛媛県告示第1436号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、宇摩郡土居町天満土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成16年7月2日

愛媛県知事 加戸守行

就任

役員の種類	氏名	住所
理事	岸義文	四国中央市土居町天満2711番地

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	岸甫行	四国中央市土居町天満2657番地

○愛媛県告示第1438号

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第60条の規定により、次のとおり地方卸売市場の廃止を許可した。

平成16年7月2日

愛媛県知事 加戸守行

許可年月日	開設者の氏名又は名称	廃止に係る地方卸売市場		取扱品目の部類
		所在地	名称	
平成16年6月30日	えひめ中央農業協同組合	北条市辻410番地	地方卸売市場えひめ中央農業協同組合北条青果市場	青果部

○愛媛県告示第1439号

愛媛県卸売市場条例（昭和47年愛媛県条例第25号）第8条の規定に基づき、卸売業者から次のとおり卸売の業務を廃止した

○愛媛県告示第1437号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、新居浜市萩生土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成16年7月2日

愛媛県知事 加戸守行

就任

役員の種類	氏名	住所
理事	藤田年喜	新居浜市萩生680番地
"	加藤繁太郎	新居浜市萩生678番地 - 1
"	上野栄三	新居浜市萩生788番地
"	大角義貞	新居浜市萩生358番地 - 5
"	土岐若水	新居浜市萩生250番地 - 1
"	土岐和美	新居浜市萩生295番地 - 2
"	守谷輝雄	新居浜市萩生582番地 - 1
"	福田健剛	新居浜市萩生448番地
"	藤田平夫	新居浜市萩生948番地
"	渡辺彰	新居浜市萩生453番地 - 2
監事	林国治	新居浜市萩生272番地 - 67
"	秦初義	新居浜市萩生956番地
"	桑山尚久	新居浜市萩生641番地 - 1

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	福田健剛	新居浜市萩生448番地
"	土岐金次郎	新居浜市萩生249番地 - 1
"	福田茂	新居浜市萩生795番地 - 3
"	篠原輝美	新居浜市萩生690番地 - 4
"	土岐博	新居浜市萩生302番地 - 1
"	守谷勝善	新居浜市萩生457番地 - 5
"	藤田平夫	新居浜市萩生948番地
"	渡辺芳広	新居浜市萩生511番地
"	住友宏巧	新居浜市萩生326番地
"	飯尾博光	新居浜市萩生713番地 - 2
監事	村上澄男	新居浜市萩生957番地
"	菅勝	新居浜市萩生370番地
"	桑山尚久	新居浜市萩生641番地 - 1

旨の届出があった。

平成16年7月2日

愛媛県知事 加 戸 守 行

廃止年月日	卸 売 業 者		卸売の業務を行っていた地方卸売市場の名称	廃止した品目の部類
	住所又は所在地	氏名又は名称		
平成16年6月30日	北条市善応寺甲1275番地	有限会社北條青果	地方卸売市場えひめ中央農業協同組合北条青果市場	青果部

○愛媛県告示第1440号

次のように公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項の規定に基づく埋立ての免許の出願があった。

法第3条第1項に規定する書面及び関係図書は、愛媛県庁、宇和島地方局建設部及び津島町役場において告示の日から起算して3週間公衆の縦覧に供する。

平成16年7月2日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 出願者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

津島町

北宇和郡津島町岩松甲 471 番地

代表者 町長 曾根 貞義

北宇和郡津島町大字上畑地甲 604 番地

- 2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

北宇和郡津島町北灘字網代甲2319番から同町北灘字シノバシ第4号377番8までの地先公有水面

イ 区域

次の1点から16点までを順次直線で結んだ線、16点から真北62度03分06秒396.90メートルの地点を円心とする半径396.90メートルの円周で16点と17点とを結び、南西側の円弧、17点から28点までを順次直線で結んだ線、28点から真北245度07分42秒48.10メートルの地点を円心とする半径48.10メートルの円周で28点と29点とを結び、東側の円弧、29点から65点までを順次直線で結んだ線並びに65点と1点を結び、春分及び秋分の満潮位（C.D.L.+2.25メートル）の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点（北宇和郡津島町北灘字網代甲2318番地先の国永漁港護岸に設置された金属鉾）は、北緯33度08分28秒、東経132度28分37秒の地点

1点は、基点から真北224度31分51秒17.01メートルの地点

2点は、1点から真北153度13分45秒4.42メートルの地点

3点は、2点から真北243度13分45秒3.10メートルの地点

4点は、3点から真北153度13分45秒21.73メートルの地点

5点は、4点から真北63度13分45秒3.10メートルの地点

6点は、5点から真北153度13分45秒0.92メートルの地点

7点は、6点から真北243度13分45秒1.50メートルの地点

8点は、7点から真北153度13分45秒3.90メートルの地点

9点は、8点から真北243度13分45秒1.60メートルの地点

10点は、9点から真北153度13分45秒27.33メートルの地点

11点は、10点から真北152度59分00秒3.30メートルの地点

12点は、11点から真北62度45分38秒3.10メートルの地点

13点は、12点から真北152度40分38秒0.92メートルの地点

14点は、13点から真北242度11分40秒1.50メートルの地点

15点は、14点から真北152度13分14秒3.90メートルの地点

16点は、15点から真北242度12分41秒1.60メートルの地点

17点は、16点から真北148度39分53秒47.05メートルの地点

18点は、17点から真北55度16分25秒3.10メートルの地点

19点は、18点から真北145度09分38秒0.92メートルの地点

20点は、19点から真北234度43分28秒1.50メートルの地点

21点は、20点から真北144度44分16秒3.90メートルの地点

22点は、21点から真北234度43分23秒1.60メートルの地点

23点は、22点から真北144度12分21秒5.92メートルの地点

24点は、23点から真北143度02分52秒9.04メートルの地点

25点は、24点から真北142度41分11秒5.31メートルの地点

26点は、25点から真北144度34分13秒5.78メートルの地点

27点は、26点から真北148度11分20秒5.26メートルの地点

28点は、27点から真北152度43分06秒4.33メートル

の地点

29点は、28点から真北 162 度03分43秒 11 .61 メートルの地点

30点は、29点から真北 168 度40分57秒 64 .14 メートルの地点

31点は、30点から真北 258 度40分57秒0 .90メートルの地点

32点は、31点から真北 168 度40分57秒 10 .08 メートルの地点

33点は、32点から真北78度40分57秒4 .00メートルの地点

34点は、33点から真北 168 度40分57秒2 .27メートルの地点

35点は、34点から真北 263 度39分23秒 11 .74 メートルの地点

36点は、35点から真北 173 度39分23秒4 .00メートルの地点

37点は、36点から真北 263 度39分23秒0 .91メートルの地点

38点は、37点から真北 173 度39分23秒 21 .50 メートルの地点

39点は、38点から真北 263 度39分23秒0 .49メートルの地点

40点は、39点から真北 173 度39分23秒3 .00メートルの地点

41点は、40点から真北83度39分23秒0 .49メートルの地点

42点は、41点から真北 173 度39分23秒 12 .00 メートルの地点

43点は、42点から真北 263 度39分23秒0 .49メートルの地点

44点は、43点から真北 173 度39分23秒3 .00メートルの地点

45点は、44点から真北83度39分23秒0 .49メートルの地点

46点は、45点から真北 173 度39分23秒 17 .00 メートルの地点

47点は、46点から真北 263 度39分23秒0 .49メートルの地点

48点は、47点から真北 173 度39分23秒3 .00メートルの地点

49点は、48点から真北83度39分23秒0 .49メートルの地点

50点は、49点から真北 173 度39分23秒 12 .00 メートルの地点

51点は、50点から真北 263 度39分23秒0 .49メートルの地点

52点は、51点から真北 173 度39分23秒3 .00メートルの地点

53点は、52点から真北83度39分23秒0 .49メートルの地点

54点は、53点から真北 173 度39分23秒 21 .50 メートルの地点

55点は、54点から真北83度39分23秒0 .91メートルの地点

56点は、55点から真北 173 度39分23秒4 .00メートルの地点

57点は、56点から真北83度39分23秒 12 .09 メートルの地点

58点は、57点から真北 173 度39分23秒0 .50メートルの地点

59点は、58点から真北 263 度39分23秒4 .00メートルの地点

60点は、59点から真北 173 度39分23秒 22 .18 メートルの地点

61点は、60点から真北83度39分23秒4 .00メートルの地点

62点は、61点から真北 173 度39分23秒1 .29メートルの地点

63点は、62点から真北 263 度39分23秒 31 .02 メートルの地点

64点は、63点から真北 173 度39分23秒2 .40メートルの地点

65点は、64点から真北 263 度39分23秒1 .81メートルの地点

ウ 面積

4 ,710 .16平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

北宇和郡津島町北灘字網代甲2318番から同町北灘字シノバシ第4号377番4までの地先公有水面及び陸域

イ 区域

次の(1)点から(40)点までを順次直線で結んだ線及び(40)点と(1)点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点（北宇和郡津島町北灘字網代甲2318番地先の国永漁港護岸に設置された金属鈹）は、北緯33度08分28秒、東経 132 度28分37秒の地点

(1)点は、基点から真北37度42分39秒6 .26メートルの地点

(2)点は、(1)点から真北 144 度06分19秒 55 .00 メートルの地点

(3)点は、(2)点から真北99度06分15秒117 .00メートルの地点

(4)点は、(3)点から真北 168 度38分56秒165 .00メートルの地点

(5)点は、(4)点から真北 173 度39分23秒180 .00メートルの地点

(6)点は、(5)点から真北 263 度39分23秒132 .00メートルの地点

(7)点は、(6)点から真北 353 度39分09秒 47 .00 メートルの地点

(8)点は、(7)点から真北 263 度38分56秒4 .31メートルの地点

(9)点は、(8)点から真北 353 度15分25秒 69 .95 メートルの地点

(10)点は、(9)点から真北 359 度38分23秒 11 .21 メートル

ルの地点

(11)点は、(10)点から真北 356 度32分51秒 10 .61 メートル

ルの地点

(12)点は、(11)点から真北 356 度50分59秒9 28メートル

の地点

(13)点は、(12)点から真北 357 度20分43秒 10 .30 メートル

ルの地点

(14)点は、(13)点から真北 356 度44分24秒 17 .08 メートル

ルの地点

(15)点は、(14)点から真北 357 度00分06秒1 .93メートル

の地点

(16)点は、(15)点から真北 356 度08分29秒 34 .46 メートル

ルの地点

(17)点は、(16)点から真北15度37分56秒 18 .96 メートル

の地点

(18)点は、(17)点から真北15度14分46秒8 27メートルの

地点

(19)点は、(18)点から真北 4 度00分43秒9 .07メートルの

地点

(20)点は、(19)点から真北 354 度43分07秒1 .34メートル

の地点

(21)点は、(20)点から真北 350 度18分22秒7 24メートル

の地点

(22)点は、(21)点から真北 341 度41分04秒8 .44メートル

の地点

(23)点は、(22)点から真北 333 度22分31秒0 .75メートル

の地点

(24)点は、(23)点から真北 334 度34分12秒8 .05メートル

の地点

(25)点は、(24)点から真北 331 度02分05秒9 .69メートル

の地点

(26)点は、(25)点から真北 321 度07分18秒0 .89メートル

の地点

(27)点は、(26)点から真北 325 度13分23秒9 23メートル

の地点

(28)点は、(27)点から真北 321 度52分30秒 10 .14 メートル

ルの地点

(29)点は、(28)点から真北 327 度19分14秒 10 .13 メートル

ルの地点

(30)点は、(29)点から真北 327 度03分29秒 10 .13 メートル

ルの地点

(31)点は、(30)点から真北 328 度12分18秒 10 .13 メートル

ルの地点

(32)点は、(31)点から真北 330 度22分34秒 10 .13 メートル

ルの地点

(33)点は、(32)点から真北 332 度12分23秒 10 .13 メートル

ルの地点

(34)点は、(33)点から真北 334 度24分40秒6 .60メートル

の地点

(35)点は、(34)点から真北 335 度41分54秒3 .49メートル

の地点

(36)点は、(35)点から真北 331 度34分01秒 10 .00 メートル

ルの地点

(37)点は、(36)点から真北 332 度49分43秒 10 .00 メートル

ルの地点

(38)点は、(37)点から真北 332 度56分36秒 10 .00 メートル

の地点

(39)点は、(38)点から真北 333 度20分34秒 10 .00 メートル

の地点

(40)点は、(39)点から真北 333 度10分29秒 14 .06 メートル

の地点

ウ 面積

49 571 38平方メートル

3 埋立地の用途

漁港施設用地

4 出願年月日

平成16年6月3日

○愛媛県告示第1441号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成16年7月2日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員	延 長	備 考
県 道	大西波止浜港線	今治市中堀四丁目225番 2 から 同市地堀一丁目 3 番 1 まで	旧	メートル 4 .4 ~ 30 .0	キロメートル 1 .201	
		今治市中堀四丁目225番 2 から 同市地堀一丁目 3 番 1 まで 及び 今治市中堀四丁目225番 2 から 同市内堀二丁目184番 2 まで	新	4 .4 ~ 30 .0 16 .0 ~ 34 .0	1 .201 1 .061	

○愛媛県告示第1442号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成16年7月2日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	大西波止浜港線	今治市中堀四丁目225番2から 同市内堀二丁目184番2まで	平成16年7月6日

○愛媛県告示第1443号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年7月2日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 敷 幅 員	延 長	備 考
一 般 国 道	440号	上浮穴郡柳谷村大字西谷字小村10191番1から 同大字字古味2893番地先まで	旧	メートル 3.7~11.9	キロメートル 1.215	
			新	3.7~11.9 11.5~56.8	1.215 1.120	

○愛媛県告示第1444号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年7月2日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 敷 幅 員	延 長	備 考
一 般 国 道	440号	上浮穴郡柳谷村大字柳井川字落出2229番2から 同字2233番2まで	旧	メートル 6.7~10.0	キロメートル 0.029	
			新	8.8~16.1	0.029	

○愛媛県告示第1445号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年7月2日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	440号	上浮穴郡柳谷村大字柳井川字落出2229番2から 同字2233番2まで	平成16年7月2日

○愛媛県告示第1446号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局伊予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年7月2日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	中山双海線	伊予郡中山町大字佐礼谷丙391番10から 同大字丙408番8まで	平成16年7月2日

○愛媛県告示第1447号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年7月2日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	喜路能登線	宇和島市日振島2878番4から 同市日振島2815番まで	旧	メートル 3.0～7.5	キロメートル 0.381	
			新	6.0～31.8	0.381	

○愛媛県告示第1448号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年7月2日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県道	喜路能登線	宇和島市日振島2838番2から 同市日振島2828番2まで	平成16年7月2日

○愛媛県告示第1449号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年7月2日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	節安下鍵山線	北宇和郡日吉村大字父野川下2339番1地先から 同大字1146番2まで	旧	メートル 4.0～22.3	キロメートル 0.343	
			新	7.0～40.0	0.343	

○愛媛県告示第1450号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年7月2日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県道	節安下鍵山線	北宇和郡日吉村大字父野川下1143番1から 同大字1146番2まで	平成16年7月2日

○愛媛県告示第1451号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、今治広域都市計画下水道大西町公共下水道の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成16年7月2日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第1452号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成16年7月2日

愛媛県知事 加 戸 守 行

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
16松局伊土検（開）第14号 平成16年6月21日	伊予郡松前町大字北川原字向井23番1	伊予郡松前町大字北川原1022番地3 三 好 宏 武
16八局西土第668号 平成16年6月24日	西予市宇和町上松葉410番1、410番2、411番1及び412番1	埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目19 番4号 株式会社 しまむら 代表取締役 藤 原 秀次郎

○愛媛県告示第1453号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。

平成16年7月2日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 道路の位置

四国中央市妻鳥町字佐穂尻1210番4、1220番8、1243番3、1244番9、1244番12、1244番15、1244番17、1245番5、1245番6、1245番10及び1245番11並びに1210番4、1220番8、1243番3、1244番9、1244番12、1244番15、1244番17及び1245番11地先農道並びに1244番12、1244番15、1244番17、1245番6及び1245番11地先水路

2 申請人の住所氏名

四国中央市妻鳥町2788番地
株式会社コスモス
代表取締役 篠原 一志

3 図面省略

委員長 藤 山 薫

施設の名称	所在地	収容人員
宇和島市総合福祉センター	宇和島市住吉町1-6-16	300人

○愛媛県告示第1454号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。

平成16年7月2日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 道路の位置

西宇和郡保内町宮内4番耕地484番及び485番1

2 申請人の住所氏名

八幡浜市大字郷1番耕地12番地1
堀田建設株式会社
代表取締役 堀田 隆

3 図面省略

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第62号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定に基づき、個人演説会等の施設として宇和島市選挙管理委員会が指定したものは、次のとおりである。

平成16年7月2日

愛媛県選挙管理委員会

